

## 令和3年度 第6回浦川原区地域協議会 次第

と き 令和3年9月8日(水) 18時30分から

ところ 浦川原コミュニティプラザ 市民活動室4、5

### 1 開 会 ( : )

○会議の成立確認(成立出席委員数6人) 出席委員数\_\_\_\_人 欠席委員数\_\_\_\_人

○会議録の内容確認者の指名 確認委員の氏名 北澤 正彦 委員

### 2 諮 問

(1)上越市浦川原運動広場(野球場・トレーニング棟)の廃止について(資料1)

(2)横住総合交流促進センターの廃止について(資料2)

### 3 協 議

(1)「上越市過疎地域持続的発展計画(案)について」の諮問に対する答申について  
(資料3)

### 4 報 告

(1)市からの報告

・「地域協議会に関する意識調査」結果を受けた取組について(資料4)

(2)会長報告

(3)委員報告

・中学生との意見交換会について

### 5 その他

・浦川原区地域協議会委員研修会について(資料5)

### 6 次回の会議日程

・令和3年度第7回地域協議会

日時：令和3年 月 日 ( ) 時 分から

会場：\_\_\_\_\_

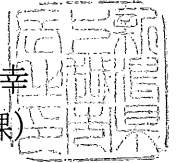
### 7 閉 会 ( : )

資料 No. 1

上教ス第4301号  
令和3年8月18日

浦川原区地域協議会  
会長 藤田 宏 裕 様

上越市長 村山 秀 幸  
(教育委員会スポーツ推進課)



上越市浦川原運動広場（野球場・トレーニング棟）の廃止について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第2項の規定により意見を求めます。

記

諮問第72号 上越市浦川原運動広場（野球場・トレーニング棟）の廃止について  
※ 諮問内容については、別紙のとおり

[諮問理由]

浦川原運動広場の野球場は、利用者が少なく、近隣に同様の施設があることから、また、トレーニング棟については、同広場内に設置している施設であり、利用者が少ないことから、浦川原運動広場（野球場・トレーニング棟）を公の施設として廃止することに関し、浦川原区の住民の生活に及ぼす影響という観点から意見を求めるもの

別紙

現況	諮問内容
<p>1 目的            広く市民が、スポーツを通じて心身の健全な発達と明るく豊かな生活の形成に寄与することを目的に設置する。</p> <p>2 名称及び位置            上越市浦川原運動広場            ・野球場（上越市浦川原区長走 576 番地 1）            ・トレーニング棟（上越市浦川原区長走 579 番地）</p> <p>3 機能            野球場、屋外照明塔、バックネット、防球ネット、駐車場、トレーニング棟（トレーニングルーム、軽体操室、更衣室、トイレなど）</p> <p>4 利用時間            日の出から 22：00 まで</p> <p>5 休館日            11 月 24 日から翌年 3 月 31 日まで</p> <p>6 使用料            1 時間につき 野球場 350 円、照明設備 3,060 円            トレーニングルーム 480 円、軽体操室 240 円</p>	<p>1 廃止予定日            令和 4 年 4 月 1 日</p>

※ 施設の利用状況等については参考資料のとおり

## 上越市浦川原運動広場（野球場・トレーニング棟）の利用状況等について

## 1 施設概要

- (1) 名称：上越市浦川原運動広場 野球場（上越市浦川原区長走 576 番地 1）  
                     〃  トレーニング棟（上越市浦川原区長走 579 番地）
- (2) 機能：野球場、屋外照明塔、バックネット、防球ネット、駐車場、トレーニング棟（トレーニングルーム、軽体操室、更衣室、トイレ、その他諸室）
- (3) 敷地面積：14,809.29  $\text{m}^2$ （借地 8,825.79  $\text{m}^2$ 、市有地 5,983.50  $\text{m}^2$ ）
- (4) 設置年：昭和 59 年（築 36 年）
- (5) 管理形態：直営（令和 2 年度維持管理費：3,721 千円）※土地借上料：2,143 千円

## 2 利用状況（平成 28 年度～令和 2 年度）

## ○野球場

区分	H28	H29	H30	R元	R2	5か年平均
利用件数	88件	33件	54件	46件	72件	58件
利用者数	1,869人	672人	811人	839人	1,433人	1,125人

・少年サッカー（1チーム）が定期的に利用しているほか、不定期で一般サッカー（1チーム）が利用している。

## ○トレーニング棟

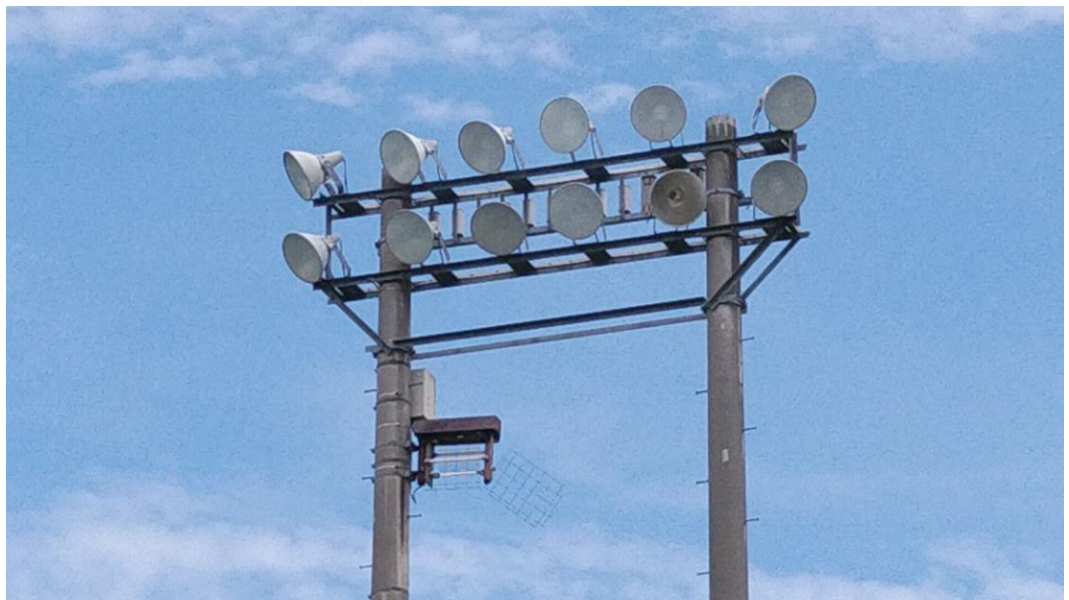
区分	H28	H29	H30	R元	R2	5か年平均
利用件数	111件	88件	74件	84件	71件	86件
利用者数	1,297人	975人	823人	1,123人	867人	1,017人

・幼年野球（1チーム）が定期的に利用している。

## 3 廃止後の取扱い

借地部分は、地権者との契約条件に基づき、既存施設や設備を解体撤去した後、原状に回復して返還する。

4 現状





上農振第29823号  
令和3年8月26日

浦川原区地域協議会  
会長 藤田 宏 禎 様

上越市長 村山 秀 幸  
(農林水産部農村振興課)



横住総合交流促進センターの廃止について (諮問)

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第2項の規定により意見を求めます。

記

諮問第 73号 横住総合交流促進センターの廃止について  
※ 諮問内容については、別紙のとおり

[諮問理由]

特定の地域団体の利用が主であり、宿泊体験交流施設「月影の郷」に機能を移転することから、横住総合交流促進センターを公の施設として廃止することに関し、浦川原区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの。

現況	諮問内容
<p>1 目的 農業及び林業の構造改善を推進し、地域農林業の振興を図るとともに、コミュニティ活動の場を提供することにより、地域住民の交流による地域の連帯感を醸成し、もって活力ある農村地域社会の形成に資するため、農村地区多目的集会所を設置する。</p> <p>2 名称及び位置 横住総合交流促進センター (上越市浦川原区横住 124 番地)</p> <p>3 施設 ① 大会議室 ② 小会議室 ③ 第 1 集会室 ④ 第 2 集会室 ⑤ 調理実習室 ⑥ 農産加工室 ⑦ 創作室</p> <p>4 利用時間 午前 8 時 30 分から午後 10 時まで</p>	<p>1 廃止予定日 令和 4 年 4 月 1 日</p>

現況	諮問内容																
<p>5 休館日 12月29日から翌年1月3日まで</p> <p>6 使用料</p> <table border="1" data-bbox="197 395 1064 785"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>使用料 (1時間につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大会議室</td> <td>510 円</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td>110 円</td> </tr> <tr> <td>第1集会室</td> <td>110 円</td> </tr> <tr> <td>第2集会室</td> <td>110 円</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>110 円</td> </tr> <tr> <td>農産加工室</td> <td>110 円</td> </tr> <tr> <td>創作室</td> <td>110 円</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	使用料 (1時間につき)	大会議室	510 円	小会議室	110 円	第1集会室	110 円	第2集会室	110 円	調理実習室	110 円	農産加工室	110 円	創作室	110 円	
施設名	使用料 (1時間につき)																
大会議室	510 円																
小会議室	110 円																
第1集会室	110 円																
第2集会室	110 円																
調理実習室	110 円																
農産加工室	110 円																
創作室	110 円																

※ 施設の利用状況等については参考資料1のとおり、施設に関する位置図・平面図については参考資料2のとおり



## 横住総合交流促進センターの利用状況等について

## 1 施設の概要

施設名称	横住総合交流促進センター	所在地	上越市浦川原区横住 124 番地
構造等	木造 2 階建て 延床面積：402.46 m <sup>2</sup>		
設置年度	平成 9 年度	補助事業名	山村振興等農林漁業特別対策事業費補助金
設置目的	農業及び林業の構造改善を推進し、地域農林業の振興を図るとともに、コミュニティ活動の場を提供することにより、地域住民の交流による地域の連帯感を醸成し、もって活力ある農村地域社会の形成に資するため、農村地区多目的集会所を設置する。		

## 2 施設の利用状況

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用人数	426 人	465 人	140 人

## 3 施設の管理における市の収支状況

区分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
①収入(千円)	使用料収入	1	1	0
②支出(千円)	施設維持管理費	644	473	387
③公費投入額 (②-①) (千円)		643	472	387
④利用者 1 人当たりの公費投入額 (円)		1,509	1,015	2,764

位置図

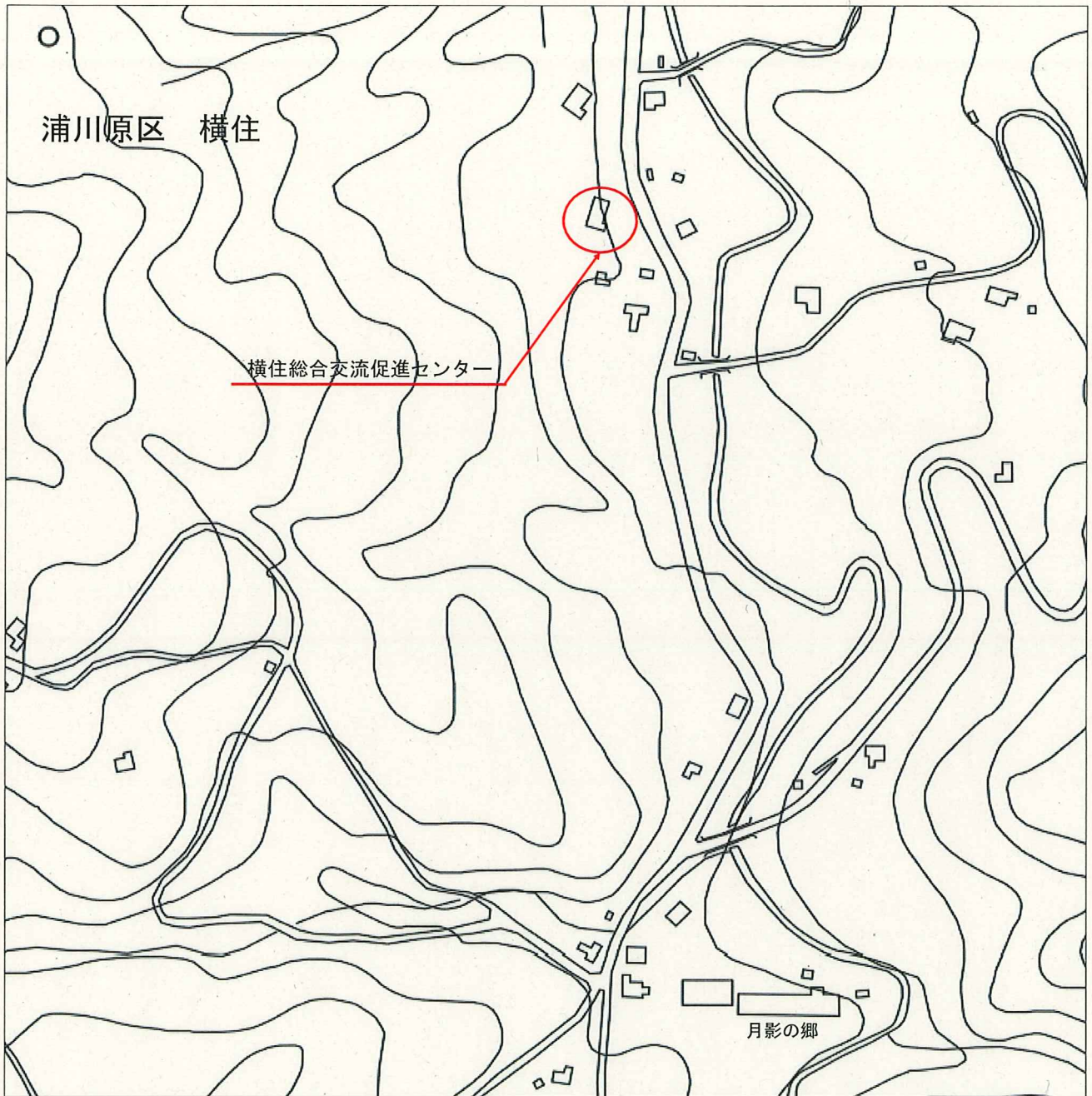


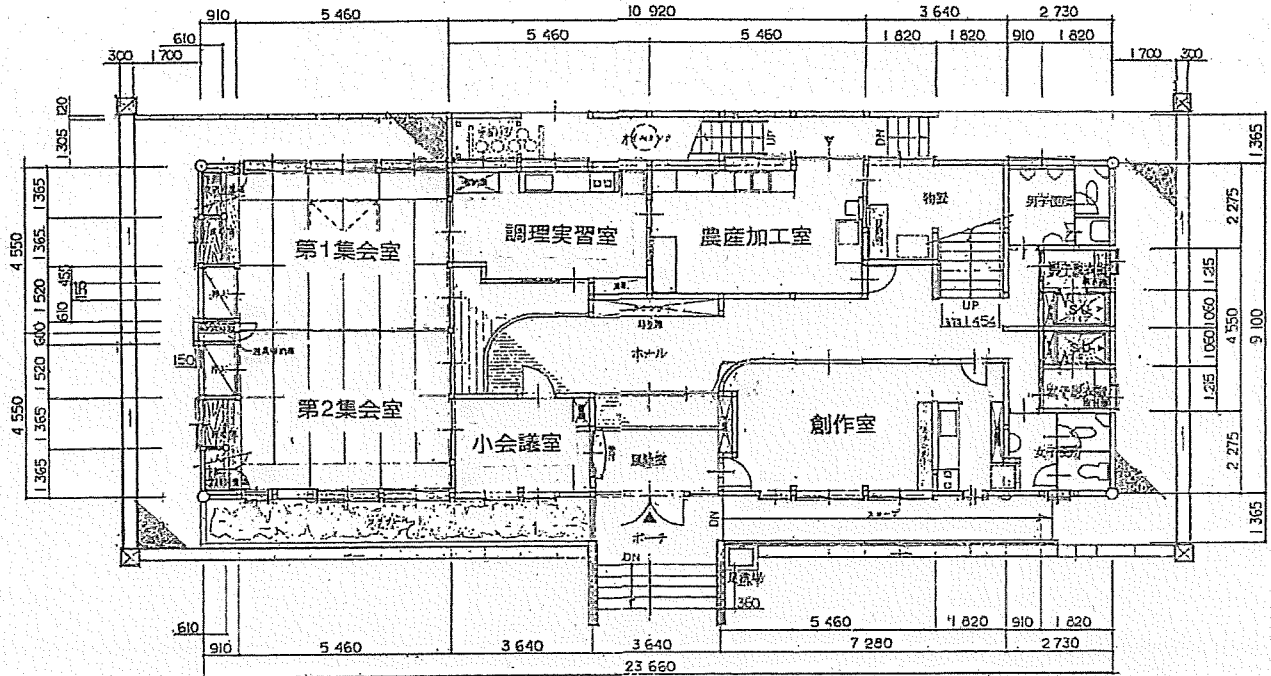
写真 1



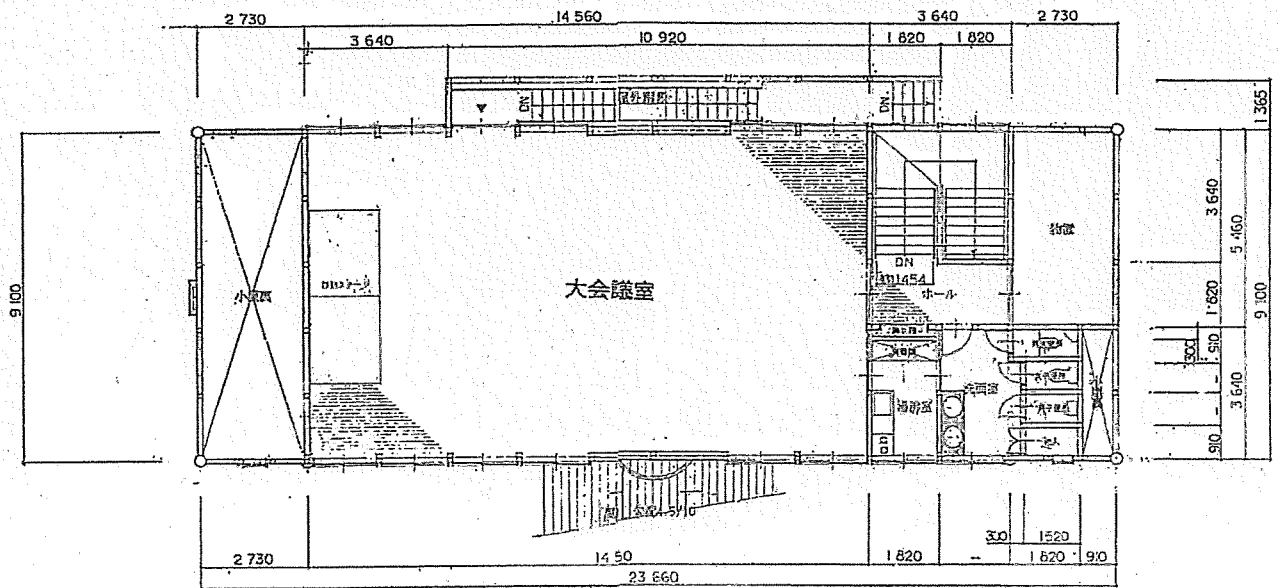
写真 2



横住総合交流促進センター 平面図



1階



2階

## 横住総合交流促進センターの廃止に伴う 投票所及び指定緊急避難場所の取扱いについて

### 1 投票所について

真光寺、横住、坪野、熊沢、法定寺、追出の各町内会の投票所は、令和4年度以降に執行する選挙から下記のとおり変更する。

町内会名	令和4年3月31日まで	令和4年4月1日から
真光寺、横住、坪野、熊沢、法定寺、追出	<u>横住総合交流促進センター</u>	月影の郷

### 2 指定緊急避難場所について

横住（一部）、追出、熊沢（一部）の各町内会の指定緊急避難場所は、令和4年度から下記のとおり変更する。

町内会名	令和4年3月31日まで	令和4年4月1日から
横住	<u>横住総合交流促進センター</u> ・月影の郷	月影の郷
追出	<u>横住総合交流促進センター</u>	月影の郷
熊沢	熊沢集会所・ <u>横住総合交流促進センター</u>	熊沢集会所・月影の郷

(案)

令和3年9月 日

(宛先) 上越市長

浦川原区地域協議会

会長 藤田 宏 裕

上越市過疎地域持続的発展計画（案）について（答申）

令和3年7月29日付け上自第27069号の2で諮問のあった、諮問第71号：  
上越市過疎地域持続的発展計画（案）について、地域住民の生活に支障はないものと認  
めます。

## 「地域協議会に関する意識調査」結果を受けた取組について

令和 3 年 8 月

上越市自治・地域振興課

**1 概要**

- ・第 4 期地域協議会委員へ依頼した「地域協議会に関する意識調査」について、回答の傾向から改善を要すると考えられるもののうち、市及び各地域協議会として比較的速やかに取り組むことが可能な項目を整理しました。
- ・中長期的な検討を要すると考えられるものについては、回答の内容から課題を整理し、市において令和 6 年の次期委員改選を目途に検討を継続します。

**2 調査結果を受けた取組について**

各設問の回答について、「具体的にどのような部分、分野に対するものか」の観点から細分化して整理し、回答の多かった主な項目について、短期的に実施が可能な取組と中長期的に検討を要するものに分類しました。

**2-1 短期的に実施が可能な取組****(1) 市が取り組むこと****ア 周知について****ア-1 主な回答**

- ・委員の活動について、仕事や家庭等との両立が難しかった。
- ・協議会の会議を優先させてもらえるよう、職場等に理解を求める工夫をした。
- ・協議会制度の認知度を上げる努力をもっとしてほしい。
- ・自主的審議における地域課題の解決には、地域団体の協力が不可欠

**ア-2 市の今後の取組**

- ・委員の求めに応じ、委員の勤務先等に委員活動への理解と協力依頼の文書を発出するなど、委員の勤務先等から理解や配慮をいただける環境づくりを行います。
- ・各地域協議会だよりによる周知を継続するほか、委員改選時に実施する市広報の特集記事の掲載に限らず、市ホームページや SNS の活用、活動報告会の毎年開催など、自主的審議等協議会の活動や成果等を市民へ広く周知する方法を検討します。

## イ 情報共有について

### イー１ 主な回答

- ・他地区の地域課題をもっと情報提供してほしい。
- ・議論を進めるにあたっては、他協議会の事例等を交えたらよいと思う。

### イー２ 市の今後の取組

- ・空き家対策の審議から「(仮称)安心ノート」の取組につながった(清里区)など、自主的審議から課題解決の取組につながった事例を、議論の参考として地域協議会へ情報提供します。
- ・各地域協議会における議論の内容、答申を受けての市の対応及び各事務局で把握した情報等を事務局間で情報共有し、自らの区で参考になりそうな事案があれば、地域協議会へ積極的に情報提供します。 [下線部は市議会提案を反映]
- ・各事務局が可能な範囲で区内の地域団体等の活動計画を情報収集し、地域協議会へ情報提供します。

## ウ 元気事業について

### ウー１ 主な回答

- ・元気事業について、取り組み方の基本的なイメージや方法等が委員の多くで共有できなかった。
- ・議論を進める上で、元気事業の活用を想定していなかった。

### ウー２ 市の今後の取組

- ・「地域を元気にするために必要な提案事業」の目的の理解や認知度を高めるため、当事業を活用した事例を地域協議会へ周知します。
- ・地域協議会での議論の状況を踏まえ、事務局が当事業の活用を検討を提案します。

## (2) 各地域協議会において取組の検討をお願いしたいこと

### ア 意見交換について

#### アー１ 主な回答

- ・協議会が地域課題の解消に向けて取り組むためには、地域の団体等との意見交換や情報共有が必要
- ・課題に気づき、自分たちで解決していかなければならないという思いを住民と協議会委員の両方が共有しながら議論を進めることが必要
- ・日頃から協議会と諸団体の間の風通しをよくしておくことが必要

#### アー２ 各地域協議会における今後の取組(案)

地域課題の把握・解消に向けた、住民組織、福祉・スポーツ団体、町内会、地域住民、他の地域協議会等との話合いの一層の活性化 [下線部は市議会提案を反映]

## イ 会議運営について

### イー１ 主な回答

- ・会議の開催日時が不定期で、予定が立てにくかった。
- ・月１回の会議だけでは取り組むテーマの解消ができない。
- ・毎回１時間程度の協議時間が設定されているが、議論の内容を深めるゆとりがなく時間切れになる。
- ・学習会や先進的地域への研修視察を重視すること。
- ・委員の責務として、全ての議題に対して各委員から必ず発言していただくような会議運営にしてほしい。
- ・協議会に参加してもなかなか発言できなかった。

### イー２ 各地域協議会における今後の取組（案）

- ・委員が会議に参加しやすくなるような、開催日時や回数の柔軟な設定
- ・必要に応じて日を改めて協議を行うなど、議論が深まるような運用
- ・自主的審議事項等の議論がより一層深まるよう、議論に必要な情報を得るための視察や研修の積極的な実施
- ・会議の進行を担う会長が全ての委員へ発言を求めるなど、多くの委員に発言の機会を設けるような配慮
- ・分科会やグループワーク等、小規模な話し合いの場を適宜設けるなど、委員が発言しやすい雰囲気づくり

## ウ 情報発信について

### ウー１ 主な回答

- ・地域住民等から協議会の活動に関心を持ってもらうために「地域協議会だより」を工夫し委員の声などを載せ、より親しみのある内容にしていく。
- ・各地域の取り組み等を定期的に「地域協議会だより」として回覧板でも良いので多数発行し、活動内容を理解してもらう。

### ウー２ 各地域協議会における今後の取組（案）

協議会の活動に市民から関心を寄せていただけるように、地域協議会だよりに委員の声や自主的審議の進捗状況等を掲載するなどの工夫

## ２－２ 市において中長期的に検討を要するもの（主な意見）

- ① 委員資格について  
「職場が区内にある人も委員の対象とする」といった委員資格に関するもの
- ② 委員の公募公選について  
「立候補者や若い人達の応募が少ない」といった公募公選に関するもの
- ③ 委員の追加・補充選任について  
「定員合わせは不要」、「やる気のある人だけで進めるべき」といった委員の追加、補充選任に関するもの



④ 議論の深化・活発化について

「地域団体との意見交換の枠を超えるオブザーバー制度の導入」といった議論の深化や活性化に関するもの

⑤ 報酬の要否について

「自主参加とはいえ、拘束時間に対する補償が少ない」、「委員になりたくない理由の一つとして費用弁償だけでは少なすぎる」といった報酬に関するもの

上記のほか、「地域活動支援事業」に関して、「地域活動支援事業は根本的な見直しの時期」、「同じ団体だけが毎年申請する状況が続く点の改善」、「補助対象事業の統一」、「地域協議会提案枠の創設」などの意見があったことを踏まえ、地域活動支援事業の在り方や運営に関することについて検討していきます。

また、「地域を元気にするために必要な提案事業」の制度に関して、「面倒」、「使いにくい仕組み」といった意見があったことを踏まえ、地域を元気にするために必要な提案事業の制度の仕組みや活用のしやすさについて検討していきます。 [下線部は市議会提案を反映]

➤地域協議会の制度自体の在り方に係るこれらの意見に対しては、市議会総務常任委員会  
で予定される提言等を踏まえながら、引き続き市で検討を進めていくこととします。

### 3 今後の予定

- |       |     |  |
|-------|-----|--|
| 令和3年度 | 8月～ | ・地域協議会に短期的に実施が可能な取組案を示し、各地域協議会で協議          |
|       |     | ・すぐに取り組めるものから実施するとともに、各地域協議会において取組を検討いただく。 |
|       |     | ・市で調査結果の分析と中長期的に検討を要する項目の検討を継続             |
| 令和4年度 |     | ※市議会総務常任委員会からの提言（予定）                       |
|       | 4月～ | ・市議会からの提言を受けて検討継続                          |
|       | 年度末 | ・市としての地域協議会の見直し案の確定                        |

### 4 研修について

地域協議会の役割などの研修等が必要と判断される場合は、事務局（総合事務所、まちづくりセンター）との協議をお願いします。

また、委員個人として確認や相談を希望される場合は、事務局へお声がけください。

## 令和3年度 浦川原区地域協議会委員研修会 開催要項

地域協議会員としての資質向上を図るとともに、さらなる見識を深めることを目的に委員研修会を開催する。

令和3年度の研修会は、6月26日に谷集会所で開催した月影地区の皆さんとの意見交換会において、集落のいわゆる「終活」について、地域協議会でも考えてほしいとの意見を踏まえ、次のとおり開催する。

- 【日 時】 令和3年11月22日（月） 午後6時から
- 【会 場】 浦川原地区公民館 3階 講堂
- 【主 催】 浦川原区地域協議会
- 【講 師】 島根大学教育学部 教授 作野 広和 氏
- 【テーマ】 集落の無住化と「むらおさめ」（仮）
- 【参加者】 浦川原区地域協議会委員 ※一般公開とする

## 【次 第】

- |   |                      |             |
|---|----------------------|-------------|
| 1 | 開 会                  | 18:00       |
| 2 | あいさつ（浦川原区地域協議会 藤田会長） | 18:00～18:10 |
| 3 | 研 修                  |             |
|   | 講演（島根大学教育学部 作野教授）    | 18:10～19:40 |
|   | 質疑応答                 | 19:40～20:00 |
| 4 | 閉 会                  | 20:00       |